

医学会発第8号
2020年5月12日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
門田 守人



再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行における
運用上の留意事項について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月30日付にて、厚生労働省医政局研究開発振興課長より、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行における運用上の留意事項について、別添の通り、周知依頼がありましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は下記の通りです。

「再生医療について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/saisei_iryuu/index.html

「臨床研究法について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

なお、詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課再生医療等研究推進室再生医療研究係
[担当：穴井氏：電話：03-5253-1111（内2587）] にお問い合わせ下さいませよう
申し上げます。

本件の担当
日本医学会事務局
高橋

TEL 03-3946-2121（内4260）
Fax 03-3942-6517
mail:htakahas@po.med.or.jp